

## 平成 23 年度 第 2 回奈良県障害者施策推進協議会 議事録

平成 24 年 2 月 10 日（金）10：00～11：30

於 奈良県中小企業会館 4 階 中会議室 A

### 協議会出席者

#### ・出席委員

八木会長、高柳委員、元田委員、辰己委員、村上委員、松本委員、阪口委員、太田委員、榊原委員、三島委員

#### ・事務局

寺田健康福祉部次長

障害福祉課：土井課長、林主幹、石原課長補佐、平田課長補佐、水野主任調整員、  
中岡係長、森田係長、高塚係長、中野係長、元根主査、宮地主事

保健予防課：吉本課長、中村課長補佐、村田係長

雇用労政課：水谷課長補佐

学校教育課：山本主幹

#### 【事務局（林主幹）】

ただいまから平成 23 年度第 2 回障害者施策推進協議会を開催します。

本日はお忙しいところ委員の皆様方にお集まりいただきありがとうございます。

議事に先立ちまして、奈良県健康福祉部寺田次長よりご挨拶申し上げます。

#### 【寺田次長】

健康福祉部次長の寺田と申します。

委員の皆様方にはお忙しいところ第 2 回奈良県障害者施策推進協議会にお集まりいただきましてありがとうございます。また、日頃、障害者福祉行政の推進にご理解とご協力をいただいていることに対しまして、改めて感謝申し上げる次第でございます。

障害者の制度は今大きく変わろうとしています。昨年、障害者虐待防止法、障害者基本法が成立いたしました。更に現在は、総合福祉法の施行に向けて、昨年、総合福祉部会から提言いただいた内容をもとに様々な動きがあります。

さて、今回の議題である障害福祉計画は、障害者自立支援法に規定されておりまして、3 年に 1 度、見直しを行うことになっております。3 年に 1 度となっておりますのは、介護保険の事業計画を意識してそれにあわせる形で当初計画されたことによるものですが、総合福祉部会からは 5 年に 1 度との提言が出ています。厚生労働省案では、障害者の様々なデータに基づく障害福祉計画を立てるようという内容が示されましたが、何年に一度と

いうことは現時点では何も示されておられません。

総合福祉法がどのような形で実施されるかまだ不透明なところがございますけれども、今日お集まりいただきました委員の皆様方には障害福祉計画の新しい3年分につきましてご意見をいただくということでお集まりいただいたわけがございます。

県としましては、皆様方のご意見を参考にいたしまして、障害福祉行政に取り組んでいきたいと考えているところがございますので、本日はどうかよろしく願いいたします。

#### 【事務局（林主幹）】

それでは、議事に入ります前に、事務局の方よりお手元の資料について確認させていただきたいと思っております。

- ・ 次第
  - ・ **資料1** 「奈良県障害福祉計画」の見直しについて
    - ・ 奈良県障害者計画の概要・・・・・・・・・・・・・・・・（別紙1）
    - ・ 主な見直し概要
      - 障害福祉サービスの見込量等・・・・・・・・・・・・・・・・（別紙2）
      - 地域生活と就労への支援に向けた主な取組・・・・・・・・（別紙3）
  - ・ **資料2** 奈良県障害福祉計画（第3期）（素案）
  - ・ **資料3** 第3期障害福祉計画（素案）に対するご意見及び県の回答について
  - ・ **資料4** 障害者基本法改正に伴う奈良県障害者施策推進協議会の対応について
- このうち、**資料2**までにつきましては、事前に皆様方にお配りしていた資料です。**資料3**、**資料4**は、本日改めてお配りする資料です。

資料の方揃っておりますでしょうか。

それでは、ここからの進行につきましては、奈良県障害者施策推進協議会条例第5条1項の規定によりまして、八木会長をお願いいたします。どうぞよろしく願いいたします。

#### 【八木会長】

皆さんおはようございます。それでは早速会議を始めたいと思っております。

本日は、桐野委員、狭間委員、本田委員、山下委員、植村委員の5名が欠席ですが、委員の過半数以上の出席をいただいておりますので、この会議は有効に成立するということを最初に報告させていただきます。

それでは、本日の議題であります、奈良県障害福祉計画の見直しについて事務局から説明をお願いします。

#### 【事務局（土井課長）】

おはようございます。

奈良県障害福祉計画について説明いたします。

まず、ご質問、ご意見等にもございましたが、「奈良県障害者計画」の見直しの位置付けについて説明いたします。「奈良県障害者計画」は、平成22年3月に、障害者基本法に基づく「障害者長期計画」と障害者自立支援法に基づく「障害福祉計画」を一体的に策定したものでございます。「障害者長期計画」は、障害者施策の推進にあたっての基本的な計画という位置付けです。一方、「障害福祉計画」は、特に地域生活支援、就労支援の推進に向けた方向を定めながら、それを達成するためのサービス見込量等の目標を定めるというものでございます。それぞれ特徴が異なりますが、やはり施策を推進する上で、関わる部分があるということから一体的に策定をさせていただいたものでございます。計画期間につきましては、「障害者長期計画」は平成26年度末までとしておりますが、第2期の「障害福祉計画」は本年度末を目標としておりますので、この度、「障害福祉計画」にかかる部分のみ見直しを行いたいという考えでございます。ちなみに、「障害福祉計画」は、「奈良県障害者計画」のうち「第6部 地域生活と就労への支援」に定めておるところでございます。

見直しの概要について、障害福祉サービスの見込量等につきましては、国の基本指針を踏まえながら、市町村の障害福祉計画、県内の事業所の見込み等を基に設定させていただいたところでございます。

主な取組内容につきましては、「地域生活への支援」と「就労への支援」の二本柱があるわけでございます。

「地域生活への支援」につきましては、住まいの確保ということでグループホーム・ケアホーム、あるいは、相談支援体制の充実、更には、障害者虐待防止法、権利擁護の推進とこれまで様々な課題について取り組んでまいりましたが、今後、更に施策の充実を図っていこうという考え方で見直しをさせていただいたところでございます。

また、「就労への支援」につきましては、現行計画では施策の方向性を示していたわけですが、県の構想案や昨年5月に立ち上げた県の全部局で構成する推進本部での議論を踏まえまして、より具体的な取組に着手しておりますので、それを見直しに反映したところでございます。

以上が今回の奈良県障害福祉計画の見直しの概要、ポイントといったところです。

続きまして、皆様方、お忙しい中、ご意見等を頂戴いたしました件につきまして、事務局で検討し、所々修正をさせていただいておりますので、ご意見の内容とそれに対するご報告あるいは計画の修正案等につきましてご報告をさせていただきます。

(資料3)に沿ってご意見及び県の回答を説明(略)

最後に、計画策定に向けた今後の進め方について、本日の協議会でのご審議を経て、2月下旬にはパブリックコメントを実施させていただき、年度末に見直しを公表するというスケジュールで進めさせていただきたいと考えておりますのでよろしくおねがいします。

以上、計画につきましてご説明させていただきました。

**【八木会長】**

今、事務局の方から資料1、資料2、そして皆さんからの意見を集約した資料3について説明をいただきました。

意見を出していただいた委員の方、またそれ以外の方でも、それぞれの立場で気付かれたことやご意見等がありましたら、出していただきたいと思います。いかがでしょうか。

それぞれのお立場から意見を出しておられるわけですが、事務局案について「これでいいのか。いやもう少しこういうふうにするべきではないか。」等、忌憚のない意見を出していただけたらと思います。

**【元田委員】**

元田でございます。

香芝市の身体障害者福祉協会では作業所を運営しておりますが、新体系に移行するための法人化には非常に難しい手続きがあります。また、補助金もなくなると聞いていますが、県では作業所への支援に対してどのようにお考えでしょうか。

**【事務局（林主幹）】**

作業所につきましては、障害者自立支援法に基づく事業体系に移行していただく上で、法人化を含めて難しい部分がありますので、県といたしましては、説明会の開催や個別の相談に対する助言等を通じて支援をしているところでございます。

その結果、年度末までに、ほとんどの作業所が指定事業所に移行されると聞いております。

財政面につきましては、補助金は今年度末でなくなります。障害者自立支援法に基づく事業体系に移行していただくと、給付費を受けることができます。

**【八木会長】**

よろしいですか。法的な取り決めに従わない限りお金は降りてこないということです。個別の問題として、事務局の方にご相談いただいたらどうかと思いますが、よろしいですか。

**【元田委員】**

はい、わかりました。

**【八木会長】**

他にご意見はございますか。

**【阪口委員】**

昨年は、3月11日に東日本大震災、そして奈良県では台風12号の災害がありました。が、「防災に向けてどういう取組がどこまで進んでいるのか」、「福祉避難所が欲しいという声があがっているが、どこまで動かしていけているのか」、といったことをお尋ねしたいと思います。

また、県の自立支援協議会の議事録を読ませていただいたところ、協議会ではかなり動いておられることは分かったのですが、私たちは日々会員のことで精一杯で、なかなか資料を見る機会が少ないので、こういう会議で資料をきちんと提示されたらかなりの質問をしなくて済むのではないだろうかと思っています。

**【八木会長】**

事務局いかがでしょうか。

**【事務局（平田課長補佐）】**

県全体の防災計画である「地震防災対策アクションプログラム」の中で、災害時の一時避難に困難があると想定される障害者・高齢者といった災害時要援護者の方々への支援対策は重要課題に位置づけております。

福祉避難所につきましては、県で「災害時要援護者支援ガイドライン」を策定し、その中で福祉避難所を設置することが望ましい旨を規定しております。

また、市町村に福祉避難所を設置していただくにあたり、平成22年3月、県で「奈良県避難所運営マニュアル」を策定し、福祉避難所内での要援護者に対する配慮・支援、障害種別ごとに必要となる配慮といった内容を記載しております。

平成22年4月1日現在、県内10市町村で福祉避難所の指定をされておりますが、昨年の災害を受けて、県の防災担当部署からは、市町村に対して防災に関する全体計画、要援護者の方々の名簿、要援護者一人一人の個別計画を事前に作成するよう、必要な助言を随時行っております。

福祉避難所の運営に関しては、防災全体の中で考えることが大事なことです。

**【八木会長】**

緊急時に障害者、高齢者といった災害時要援護者をどう支援するのかということは大変重要なことです。ここで皆様に注目していただきたいのは、市町村が福祉避難所として指定されている幼稚園、小学校、体育館といった施設が、バリアフリーかどうか、「福祉避難所」と言える環境にあるのかどうかということです。

今回の東日本大震災でも、移動障害のある方は逃げられないという状況が多々ありました。近い将来きっと起こるだろうと言われている東南海地震が起こった場合にどう対応す

るのかということで、各市町村は力を入れないといけない部分だと思います。

それぞれの障害種別の団体の方にも、住んでおられる市町村の福祉避難所の有り様が現状でいいのかどうかということは、チェックしていただく必要があると思っております。

#### 【榊原委員】

福祉避難所について、要援護者の方々や支援が必要な方々にどれだけの情報が届いているのでしょうか。具体的にどこへ行けばいいのか分かっていないと活動できないと思います。私の施設の4階部分は、ヘリポートが横にあり、救援物資が入りやすいという立地条件から、防災指定を受けて建てられたものです。いろいろな所でそのことを話しているのですが、まだ知られていないところがあります。

一番問題と感じているのは、避難場所によっては、障害のある方や老人の方がライフラインから遠い奥の方に入られ、結局、生活ができなくなることです。実際、お母さんが障害のある方を車の中で面倒を見ることとなり、血栓症等になってしまうというケースがありました。ですから、障害のある方等がライフラインに近いところに避難できるような対策が必要ではないかと思えます。

#### 【松本委員】

奈良県障害者社会参加推進センターの話し合いの中で、各障害者団体の方から、「本当に福祉避難所はあるのか」、「うちの子どもはとてもしっかりと同じ避難所では生活できない」といった意見があり、様々な課題が出てきました。

私達のようなバリアフリーを必要とする者にとって、障害者施設や老人施設といった建物は大変ありがたい場所ですので、災害時には是非、開放していただけたらと思います。

マニュアルの中に、そういう場所を入れていただけたらと思います。

#### 【八木会長】

福祉避難所には、特別養護老人ホームも入っていたと思います。

福祉避難所を指定している市町村は、市民に対して情報を周知徹底する義務があると思います。様々な広報を通じて周知されていると思いますが、市町村によって格差があると思いますので、取り組んでいかなければならない課題だと思います。

それぞれのお立場で市町村等に意見を出していただく必要があると思えます。

#### 【榊原委員】

私の施設では、知的障害者ですと、個室をかなり空ける事ができます。緊急時には2人部屋にすることもできます。また、避難ベッドは70あります。

このような情報を出していけばかなり対応ができるのではないかと思います。

【八木会長】

私が住んでいる天理市では、災害時の避難所は47施設が指定されており、うち10ヶ所が福祉避難所の指定を受けていますが、昔に建てられた施設であるがゆえに、必ずしもバリアフリーではありません。

災害時における支援の在り方というのは、共助であり自助であると思います。地域社会で助け合っていないと支援というものはできないということが浮き彫りになっています。また、自分で動ける環境を作らないことには、無理なのだと思います。

一番身近な所へ逃げても、入口に段差があって移動障害のある方が使えないというような実態がかなりあると思いますが、そういう部分に声を出していけるのはやはり当事者団体だと思いますので、どうぞ皆さんよろしくお願ひしたいと思います。

【元田委員】

災害の際の個人情報の問題について、例えば、障害者手帳を持っていても障害者協会に入っている方と入っていない方がおられます。障害者協会としては自分の協会に入っている方はある程度把握できますが、「協会に入っていない障害者の方がどこにどういう状況で住んでおられるかを把握できるのかできないのか」、「もし万が一何かあったときは誰がどう対処したらいいのか」、「どこまで対処していいのか」、「そういう場合に必要となる情報というのは何処までが個人情報であるのか」ということを聞きたいのです。

【事務局（林主幹）】

仕組みとしましては、市町村の全体計画の中で、災害時要援護者の個別支援計画を作ることになっています。個別支援計画には、障害のある方がどういう条件でどこに住んでおられて、災害があったときにどういう支援を必要とされるのかということに記載します。

今、委員がおっしゃったように個別支援計画を作成する上で問題になるのが、個人情報の問題です。ご自身なりご家族なりに個別支援計画をつくってもらいたいという意思がないとなかなか難しいので、そこは市町村も苦勞されているところです。

【八木会長】

よろしいですか。

【元田委員】

はい。

【三島委員】

被災地の精神障害者に薬をどのように届けるのかをお聞きしたいです。

【八木会長】

事務局、どうでしょうか。

【事務局（吉本課長）】

台風 12 号の際は、精神通院の方の情報等をもとに、医療機関と調整をして精神保健福祉センターや保健所が直接届けに行くという方法をとりました。

今後、県全体が被災するといった大きな災害が起こったときはもっとシステム的に対応しないといけないと思います。

【松本委員】

自衛隊のヘリコプターは、薬は届けてくれないという話がありました。

【三島委員】

制限があるのですか。

【事務局（村田係長）】

精神科の薬は、麻薬取締法の規制を受けるため、確実に相手に届くかどうか問題になりますので、台風 12 号の際は、職員が薬を持って乗り込ませてもらったということです。

【三島委員】

なるほど。

【高柳委員】

虐待の問題について、児童や高齢者の虐待防止法が施行されている中、最終的に障害者の虐待防止法が成立する段階まで来たところであり、やはりこれは望まれていた法律だと思います。計画の中で「障害者の虐待防止法の施行を踏まえ」という記載が出てきますが、県の責務、市町村の責務、それぞれの組織をどうするのかということを含めて、もう少し明確に記載したほうがいいのではないのでしょうか。

【八木会長】

事務局いかがですか。

【事務局（林主幹）】

市町村には虐待の通報窓口を作っていただくことになります。県も支援するための窓口を作ります。

県としましては、市町村に対して体制づくりが進むよう支援を行うとともに、3月に実

施する障害者虐待防止・権利擁護研修では市町村職員も対象として人材育成を行って行きたいと考えています。

【事務局（土井課長）】

県は権利擁護センターを設置し、市町村は虐待防止センターを設置し、それぞれが機能を発揮する必要があるというご指摘だと思います。県の権利擁護センターにつきましては、市町村と連携して進めていきたいと考えておりますので、その内容について計画にもう少しきめ細かに書けるよう、またご相談をさせていただきたいと思います。

【八木会長】

高柳委員よろしいでしょうか。

【高柳委員】

はい。

プライバシーの問題については、今、東北で大きな問題になっています。プライバシーは絶対的なものだというので情報を出さなかった自治体が結構ある中で、東北の弁護士会はそれでは駄目だということで、一定の方向を出して行政と詰め、整理がついたと聞いています。また私も調べたら言いますし、調べてもらったら教えてください。

【八木会長】

災害については、追々明らかになっていくこと、整理されていくことがあると思います。

【榊原委員】

話変わってよろしいですか。

【八木会長】

はい。

【榊原委員】

計画の「一般就労への移行」において、離職者の生活対策という項目が入っていませんが、現場では、一般就労した方が離職し、給与が無くなった時点で生活場所を失うということが起こっています。一般就労に移行した人の離職時のセーフティネットのシステムを作っておかないと、一般就労というのはいかに不安定だなという気がしてならないのです。県の施策を使ってシステムができないのか、という質問です。

障害者の地域移行にあたっては就労が支えとなりますが、就労継続支援（B型）であっても工賃が2万5千円であれば地域移行が可能と考えております。計画では就労継続支援

(B型)の利用者がかなり少ない、生活介護に比べても少なくなっており、B型の使いにくさがあるのだらうと思います。これをどのように解決していくのかということです。

障害者自立支援法の改正により基幹型の相談支援センターができます。知的障害者の利用者さんにとっては色々な施設を見て相談しながら行く場所を決めないと、一方的な形になってしまいます。こういうことがきちんと伝わっていないと、利用者主体から外れてしまうことになります。施設利用のパンフレットなどで周知されていくようなシステムを計画が終わる3年間で進めていかなければならないと思います。

地方分権一括法案について、県の方で条例化を進めておられると思いますが、基準についての検討課題や具体的な内容といったものが一覧表で整理されていれば、我々現場としても、「この点をもう少しこう変えて下さい」といった調整ができます。県の視点と現場の視点が乖離していたら困るという危惧がありますので、この点ご検討していただけるかどうかという質問です。

【八木会長】

はい。わかりました。事務局の方いかがでしょうか。

【事務局（林主幹）】

まず、離職者の生活対策につきましては、今後の検討課題にさせていただきたいと思えます。

就労継続支援（B型）が使いにくいのではないのかという指摘について、定員の問題もあってやりにくいところがあるのかなという気がしますが、何が本当の原因なのかということも含めて、様々な声を聞かさせて頂きながら検討していきたいと思えます。

基幹相談支援センターについて、4月からは支給決定の前にサービス等利用計画案を作ることになり、3年間かけて計画作成の対象を拡大していくこととなります。基幹相談支援センターがアセスメントして計画を作る役割を全て担うわけではありませんが、利用者さんの意思をどういう形で計画に反映していくかということについては、相談支援従事者研修等を通じてしっかり伝えていきたいと思っています。

条例化の話については、基準をきっちり整理してお示しさせていただきたいと考えております。

【村上委員】

資料1の「3. 今後のスケジュール」には、パブリックコメントにかけて、3月末に公表するとありますが、「奈良県障害者計画」を新しく作るという形になるのですか。

【事務局（林主幹）】

今回は、「奈良県障害者計画」の全部を刷新するのではなく、「障害福祉計画」に相当す

る「第6部」だけを見直すということですので、この部分をパブリックコメントにかけて新しい「障害福祉計画（第3期）」ということで公表させていただくという予定をしております。

【八木会長】

まだまだご意見がたくさんあると思うのですが、時間のこともありますので、ご意見がある場合は、個別に事務局の方にご相談頂きたいと思います。

それでは、事務局から資料4について説明してください。

【事務局（土井課長）】

資料4について説明いたします。

ご報告でございまして、先般、障害者基本法の一部が改正され、その中で本協議会の設置根拠につきまして一部改正がなされております。

その内容は、まず、都道府県に置く機関の名称について、改正前は「地方障害者施策推進協議会」に限定されていたところですが、今回の改正で「審議会その他合議制の機関」ということで名称の縛りがなくなりました。また、所掌事務につきましても、「施策の実施状況の監視」という項目が追加されました。

法改正の内容につきましては、これまでから本協議会で取り組んでいただいているものでございます。「施策の実施状況の監視」につきましても、毎年度、「奈良県障害者計画」の全ての項目について取組内容等を調査いただいております。これは、今後も何ら変わるものではございません。

従いまして、本協議会の対応といたしましては、従来の「奈良県障害者施策推進協議会」の名称で引き続き調査審議等行っていただくのが適切であると考えております。

この件につきましては、2月議会に本協議会の設置条例の一部改正案を提案申し上げようと思っております。改正内容は、条項の一部改正とさせていただきます。

【八木会長】

分かりました。委員の皆様方にもご承知おきをいただきたいと思います。それでは時間になりましたので、事務局にお返しします。

【事務局（林主幹）】

熱心なご討議ありがとうございました。以上をもちまして平成23年度第2回障害者施策推進協議会を閉会いたします。

本日はご多忙の中、長時間にわたり本当にありがとうございました。